

妊娠期からの継続した支援の取組み状況について

1 概要

保健師等の専門職が、養育支援を特に必要とする妊婦（以下「特定妊婦（ ）」という）を把握し支援するため、平成 26 年 10 月より妊娠届出時に妊婦を対象としたアンケートを実施しているところである。今回、平成 26 年度の集計結果と、特定妊婦の把握及び支援状況について報告する。

（ ）特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第 6 条の 3 の 5）。具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在その他の要因で出産後の養育が困難な状況にある妊婦。

2 妊娠届出とアンケート集計及び支援結果について

（ 1 ）対象者について

妊娠届出期間 平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月

妊娠届出者数（アンケート実施者）： 973 人

特定妊婦が含まれる対象： 397 人（届出者の 41%）

（ 2 ）特定妊婦が含まれる対象とした主な理由【重複回答有り】

（ ）は項番 2-(1)-	397 人に対する比率
妊娠して とまどい・不安・つらい気持ち	119 人（30.0%）
妊婦本人がアンケート未回答	110 人（27.7%）
自由記入欄に相談等の記載がある	81 人（20.4%）

（ 3 ）支援の内容と結果

（ ）は項番 2-(1)-	397 人に対する比率
支援終了	286 人 72.0%
連絡を取り状況確認が出来た、または相談を終了した	268 人（67.5%）
転出	18 人（4.5%）
支援継続中	111 人 28.0%
支援を要すると判断し保健師が関わっている	17 人（4.3%）
状況確認を継続中	72 人（18.1%）
連絡が取れないまま出産等により全戸訪問で状況確認継続中	22 人（5.5%）

3 今後に向けて

特定妊婦が含まれる対象 397 人のうち保健師等が状況確認、不安軽減や見守り等の相談を行い、72%については支援を終了している。また支援継続中の 28% には特定妊婦が含まれている可能性が高いと想定される。

そのため妊娠届等の機会における、保健師等による相談体制を強化するなどし、特定妊婦の把握率の向上を図り支援へつなげていく。